

議案第 69 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年大口村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「勤務地手当」を「地域手当」に改め、「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第 号）第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬に相当する額を除く。））」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲内で給料及びこれに対する<u>地域手当の合計額</u>(<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年大口町条例第 号)第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する保育勤務に係る報酬に相当する額を除く。)</u>)の10分の1以下を減ずるものとし、その期間並びに額は個々の場合について任命権者が定める。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲内で給料及びこれに対する<u>勤務地手当の合計額</u>の10分の1以下を減ずるものとし、その期間並びに額は個々の場合について任命権者が定める。</p>